

【重要】トイレカーの運用および走行に関する法令遵守

2026年4月からの廃棄物処理法および貨物自動車運送事業法の改正・厳罰化に伴い、撮影現場で使用する「トイレカー（移動式トイレ）」の運用ルールを、以下の通り厳格化させていただくこととなりました。制作現場のスケジュールに影響を及ぼす内容となりますが、違反した場合には貴社（制作会社）が重い罰則の対象となるリスクがあるため、必ず事前にご確認・ご了承いただけますようお願い申し上げます。

1. 原則：し尿を積載した状態での車両移動の禁止

法令により、し尿（一般廃棄物）が入った状態での車両走行は、適切な許可がない限り「無許可運搬」とみなされるリスクがあります。

つきましては、現場で発生したし尿は、必ずその現場において許可業者による「汲み取り」を完了させてからでなければ、車両を移動させる（回送する）ことができません。

2. 汲み取り業者の営業時間外における対応

撮影が夜間に及び、汲み取り業者の営業時間が終了している場合は、以下の対応が必須となります。

- ・ 車両の据え置き：翌朝の業者の到着・汲み取り作業完了まで、車両をその場に留め置きます。
- ・ 翌日の作業完了後の移動：汲み取りが完了し、車内が空になったことを確認した後に初めて移動が可能となります。

3. 発生する付帯費用について

上記「翌日対応」となった場合、以下の実費が制作費として発生いたします。あらかじめ予算への組み込みをお願いいたします。

- ・ 車両の留め置き・延長料金
- ・ ドライバーおよび管理スタッフの宿泊費（近隣ホテル代）
- ・ 現場から宿泊地、または駅までの移動交通費（タクシー代等）
- ・ 翌日の汲み取り作業立ち会い人件費

4. 法令違反における罰則（リスク）について

万が一、し尿を積載したまま走行し、事故や漏洩が発生した場合、または不適切な運搬とみなされた場合、**排出事業者である「制作会社」**に対して以下の罰則が科される可能性があります。

- ・ 廃棄物処理法違反： 5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金（法人に対しては最大3億円の罰金刑の可能性）。
- ・ コンプライアンス上の不利益： 行政処分や、放送局・プラットフォーム等からの指名停止措置などの社会的信用の失墜。

撮影を円滑かつ安全に進めるための措置でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。